

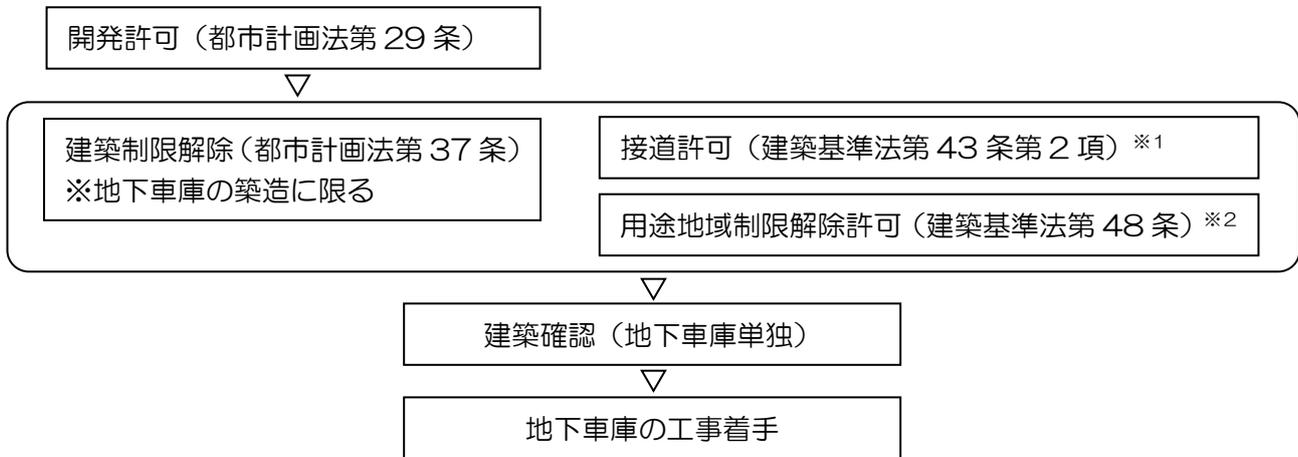
令和 4 年 4 月 1 日 から 開発工事等により築造する地下車庫の 申請手続きが変わります。

開発許可及び宅造許可により築造する地下車庫について、将来建築物として用途が生じる可能性のある地下構造物として扱い、建築基準法の確認済証の交付に先行して築造することができることとしていた「開発行為等により築造する地下構造物の取扱い」及び同要領を廃止します。今後は、開発許可及び宅造許可により地下車庫を建築する場合、地下車庫を建築する前に確認済証の交付を受けることが必要となります。

◆今後の手続きの流れ

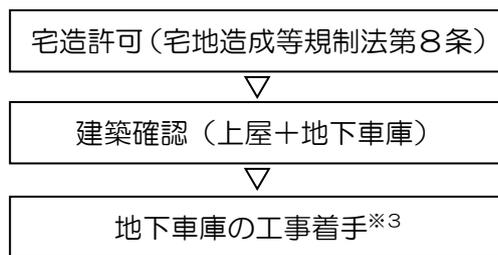
① 都市計画法に基づく開発許可の場合

都市計画法第 29 条の規定に基づく許可を受け、開発の工事に併せて地下車庫を建築する場合は、工事着手する前に、同法第 37 条の規定に基づく建築制限解除の承認や建築基準法第 6 条第 1 項及び同法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく確認済証の交付のほか、建築計画によっては、同法第 43 条第 2 項、第 48 条各項の規定に基づく許可を受ける必要があります。



② 宅地造成等規制法に基づく宅造許可の場合

宅地造成等規制法第 8 条の規定に基づく許可を受け、宅地造成の工事に併せて地下車庫を建築する場合、工事着手する前に確認済証の交付を受ける必要があります。



※1 着工時に建築基準法第 42 条の道路に接道のない敷地において、建築確認申請する場合に必要な手続き（工事中新設開発道路にのみ接する計画の場合）。

※2 第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域において、地下車庫単独で建築確認申請する場合に必要な手続き。

※3 宅地造成と地下車庫の工事を同時に行う必要がある場合は、事前に開発指導課及び建築指導課へご相談ください。

③ 経過措置

令和 4 年 3 月 31 日までに開発行為等により築造する地下構造物の取扱要領第 4 条の規定により、必要図書を提出し、連絡調整を開始した地下構造物については、従前の取扱いとします。

お問い合わせ

横須賀市 都市部 建築指導課 電話番号：046-822-8323、9793（建築確認）822-8527（建築許可）
横須賀市 都市部 開発指導課 電話番号：046-822-8316、8317（開発許可・宅造許可）